⑷　「中小企業者等（別表一「２」＋「５」＋「７」－「12」－「36」）－（別表六(六)「３」＋「９の②」から「９の⑦」までの合計＋「９の⑩」から「９の⑬」までの合計＋「９の⑮」から「９の㉒」までの合計＋「９の㉗」から「９の㉙」までの合計）　㉓　の欄の記載に当たつては、「別表一「５」」の金額から別表六(九)付表「32」及び「37」の金額を控除して計算すること。」

別表三(一)の記載要領第六号中「第42条の12の５第２項」を「第42条の12の５第３項」に改める。

別表四の表中

農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額（別表十二(十四)「10」）
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額（別表十二(十四)「43の計」）
関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金積立額の損金算入額（別表十二(十一)「15」、別表十二(十二)「10」又は別表十二(十五)「12」）

を

農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額（別表十二(十三)「10」）
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額（別表十二(十三)「43の計」）
関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金積立額の損金算入額（別表十二(十)「15」、別表十二(十一)「10」又は別表十二(十四)「12」）

に改める。

別表四の表の記載要領第四号(一)中「震災特例法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第19条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」に改める。

別表五(一)の表中

未納法人税等（退職年金等の積立金に対するものに限る。）	未納法人税及び未納地方法人税（附帯税を除く。）
	未払通算税効果額（附帯税の額に係る部分の金額を除く。）
	未納道府県民税（均等割額を含む。）
	未納市町村民税（均等割額を含む。）

を

未納法人税等（各事業年度の所得に対するものに限る。）	未納法人税及び未納地方法人税（附帯税を除く。）
	未払通算税効果額（附帯税の額に係る部分の金額を除く。）
	未納道府県民税（均等割を含む。）
	未納市町村民税（均等割を含む。）

に改める。

別表五(一)の記載要領第四号中「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この号において「令和２年改正法」という。）第３条の規定による改正前の法人税法」を「令和２年旧法」に改め、同号を同第六号とし、同第三号中「国税通則法第２条第４号（定義）に規定する」を加え、同号を同第五号とし、同第二号を同第四号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

２　「法人税及び地方法人税」の各欄は、各事業年度の所得に対する法人税（⑴に掲げるものを含むものとし、⑵及び⑶に掲げるものを除く。以下この号及び次号において「所得法人税」という。）及び所得法人税に係る地方法人税（⑶及び⑷に掲げるものを除く。）の額を記載すること。

⑴　各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。第６号において「令和２年改正法」という。）第３条の規定による改正前の法人税法（⑴及び第６号において「令和２年旧法」という。）第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）の連結所得（令和２年旧法第２条第18号の４（定義）に規定する連結所得をいう。）に対する法人税

⑵　法第38条第１項第２号（法人税額等の損金不算入）に掲げる法人税

⑶　附帯税（国税通則法第２条第４号（定義）に規定する附帯税をいう。第５号において同じ。）

⑷　法第38条第１項第５号に掲げる地方法人税

３　「道府県民税」及び「市町村民税」の各欄は、所得法人税に係る地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税及び市町村民税（都民税及びこれらの税に係る均等割を含む。）の額を記載すること。

別表六(一)付表(一)の記載要領第三号中「（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）」を削る。

別表六(二)の表を次のように改める。